

MIZUSHIN NEWS LETTER

令和8年4月24日

お客さま各位

水沢信用金庫

手形・小切手の最終振出期限の設定等について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当金庫では、政府・金融界・産業界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、下記の通り取り組みを行って参りますのでお知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限は、令和8年9月30日までとします。

※令和8年10月1日以降に振り出された当金庫の手形・小切手は決済されません。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

他金融機関の手形・小切手の入金（割引手形を含む。）は、令和8年9月30日をもって受付を停止します。

※令和8年10月1日以降は、他行（支払金融機関）への提示が必要となります。

3. 手形割引、手形担保貸出の受付終了

手形割引、手形担保貸出の受付は、令和8年9月30日をもって受付を終了します。

4. 既に実施している「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応

実施している対応内容	実施時期
令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止	令和7年6月
当座預金口座開設の新規受付停止	令和7年8月1日
当座預金の払戻請求書による払戻	
手形・小切手の発行受付終了	令和8年4月1日

5. 手形・小切手等に代わるサービスのご案内

当金庫では、手形・小切手に代わる決済サービスとして、電子記録債権（でんさい）またはインターネットバンキング等のご利用をご案内しておりますので、お早めに移行をご検討くださいようお願いいたします。

以上

＜本件に係るお問合せ先＞
水沢信用金庫 事務部
電話 0197-23-2500
※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。